② 受験の申込み　受験希望者は、所定の受験申込用紙１部に所要事項を記入し、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の申込先に提出すること。

なお、受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で変更を認める。

（第１次試験の試験地）	（申込先）		
札幌市	札幌管区気象台	〒060―0002	札幌市中央区北２条西18―２
仙台市	仙台管区気象台	〒983―0842	仙台市宮城野区五輪１―３―15
東京都 新潟市 名古屋市	東京管区気象台	〒100―0004	東京都千代田区大手町１―３―４
大阪市 広島市 高松市	大阪管区気象台	〒540―0008	大阪市中央区大手前４―１―76
福岡市 鹿児島市	福岡管区気象台	〒810―0052	福岡市中央区大濠１―２―36
那覇市	沖縄気象台	〒900―8517	那覇市樋川１―15―15

③ 申込受付期間　平成25年８月29日（木）から９月６日（金）まで（ただし、持参による申込みの受付は、土曜日及び日曜日は除く。）。

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成25年９月６日（金）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

④ 受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

⑵ インターネットによる申込みの場合

① 受験の申込み　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）

なお、受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で変更を認める。

② 申込受付期間　平成25年８月29日（木）９時から９月９日（月）まで。

なお、申込みは、９月９日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

③ 受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

10　拡大文字による試験及び試験時間の延長等　視覚障害の程度により、拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

11　その他

⑴ 受験手続その他受験に関する問合せは、前記の受験申込用紙の交付機関に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913 東京都千代田区霞が関１―２―３）に行うこと。

⑵ 受験申込用紙等の請求を郵便により行う場合には、200円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形２号）を必ず同封すること。

⑶ 提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑷ 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

⑸ 試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

公　告

諮　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第６００６号

東京都新宿区西新宿７―21―９　天翔西新宿ビル201号
債務者　株式会社エン
代表者代表取締役　太田　哲也
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三好　高文
4　破産債権の届出期間　平成25年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午後３時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９号

千葉県木更津市東太田４丁目６番１号
債務者　有限会社和楽路
代表者取締役　平澤えつ子
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　知也
4　破産債権の届出期間　平成25年７月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後１時30分

千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第５４１９号

東京都江東区亀戸６丁目57番７―603号
債務者　株式会社エスアンドアイ
代表者代表取締役　鈴木　隆晃
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤松　平太
4　破産債権の届出期間　平成25年７月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４４６号

東京都大田区本羽田３丁目２番７号
債務者　株式会社松原商事運輸
代表者代表取締役　松原　和子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　裕之
4　破産債権の届出期間　平成25年７月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５１３号

東京都江戸川区松江１丁目７番６号
債務者　有限会社石塚麺業
代表者代表取締役　石塚　保男
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　和子
4　破産債権の届出期間　平成25年７月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５２０号

東京都北区赤羽北３丁目２番20号
債務者　東洋レジン株式会社
代表者代表取締役　梅澤　重子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　慎也
4　破産債権の届出期間　平成25年７月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部